

「フランスでの低中レベル放射性廃棄物管理方策に関する事例調査(令和6年度)」
について

令和6年7月2日
原子力損害賠償・廃炉等支援機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）で検討している、「フランスでの低中レベル放射性廃棄物管理方策に関する事例調査(令和6年度)」業務について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定法人等との契約手続に移行します。なお、応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札手続に移行する予定です。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

「フランスでの低中レベル放射性廃棄物管理方策に関する事例調査(令和6年度)」

(2) 履行期間

契約締結日～令和7年3月25日

(3) 概要

① フランスの浅地中処分場における廃棄物受入れ基準（WAC）の具体的な設定方法及びその適用に関する詳細調査

(a) フランスにおける WAC の定義と教訓の反映

(b) セーフティケースと WAC の関係

(c) 初期段階の WAC の適切な設定

(d) 処分場設計と安全評価の各検討段階及び必要なデータ

(e) 構築段階のセーフティケースに基づく WAC 設定・更新及び最適化プロセス

(f) WAC 適用、実施、検証プロセス

(g) まとめ

② ワークショップの実施及びフィードバック調査の反映

上記①の調査内容について、公開文献に基づく調査に加え、フランスの主要機関の関連業務に従事経験を有する関係者へのヒアリング等を通じて情報収集を行い、基本調査結果として取り纏める。その結果に基づき、現地調査実施者の参加の下、東京で数日程度のワークショップを開催し、説明された基本調査結果に対する質問、深掘り依頼等のフィードバックに対し、合意した内容について追加調査を実施し、併せて報告書に纏める。

2 応募する者に必要な資格

以下全ての条件を満たすものとする。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しない者であること。
- (2) 次の各号に該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者は参加資格を有しない。
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
 - ② 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
 - ⑦ この項（この号を除く）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- (3) 令和4・5・6年度全省庁統一資格「役務の提供等」の「A」の等級に格付されている者であること。
- (4) 内閣府、文部科学省及び経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に機構との契約を解除されている者ではないこと。
- (6) 本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。
- (7) 中立的かつ公平な立場で業務を実施できる者であること。
- (8) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (9) 本業務を遂行できる履行体制と業務実施計画を有していること。
- (10) 以下の技能に関する要件を満たしていること。
 - ・ フランスの短寿命低中レベル放射性廃棄物の浅地中処分場の WAC 設定について、業務を通じた知識・経験を有し、あるいは有する機関を通じた業務体制を構築可能であること。
 - ・ フランスの短寿命低中レベル放射性廃棄物の浅地中処分場の WAC 設定に関し、関係機関（廃棄物発生者、廃棄物管理機関、規制側）のそれぞれの立場での業務に基づく具体的な関与について多面的に調査するために、廃棄物発生者側、廃棄物管理機関側、規制側のいずれに対しても太い人脈を通じた調査能力を有する、あるいは有する機関を通じた業務体制を構築可能なこと。

- ・特にフランスの放射性廃棄物発生者及び原子力規制関連機関（ASN あるいは IRSN）については、業務委託を通じ、あるいは通じた体制を構築可能で、WAC 策定に関し、それぞれ廃棄物発生者側として、及び規制面での関与の詳細について調査を実施できること。
- ・日本における廃棄物管理の在り方や 1F 廃炉作業全体の実情・検討状況等に関し、委託業務等を通じた知見を有する、あるいは有する機関を通じた業務体制を構築可能なこと。
- ・調査内容に関してフランスにて関係者へのヒアリング等を通じた調査を実施し、東京で開催するワークショップに調査実施者が直接参加して報告を行い、質問や追加説明の依頼に応じて追加調査を行い、報告書に反映する事が可能であること。

3 手続き等

(1) 問い合わせ先

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-11-44 赤坂インターシティ 11 階
 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 技術グループ
 「フランスでの低中レベル放射性廃棄物管理方策に関する事例調査(令和 6 年度)」
 業務担当
 メール：h_dai11@ndf.go.jp

(イチ アンダーバー ディー アイ イチ イチ アットマーク エヌ ディー エフ ドット ジー オー ドット ジー エー ピー)

※応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

(2) 説明会の有無

無

(3) 仕様書の交付

上記(1)において令和 6 年 7 月 16 日(火)までの平日(10:00~17:00)配布する。

なお、事前に上記(1)の担当者に日時を連絡のこと。

(4) 参加意思確認書の提出期限及び提出先

提出期限：

令和 6 年 7 月 17 日(水) 15 時 00 分

提出場所：

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-11-44 赤坂インターシティ 11 階
 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 技術グループ

「フランスでの低中レベル放射性廃棄物管理方策に関する事例調査(令和 6 年度)」
 業務担当あて(郵送による場合は、期限まで必着のこと)

【提出書類】

- ① 参加意思確認書(別添)
- ② 令和 4・5・6 年度競争参加資格(全省庁統一資格)における資格審査結果通知書の写し

- ③ 組織概要（パフレット等）
- ④ 作業体制図及び作業計画書（様式自由）
- ⑤ 2. 応募する者に必要な資格（10）の技能要件を満たすことの説明（様式自由）

4 その他

- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）競争手続きに移行した場合、その旨通知する。
- （3）参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

以 上

令和6年7月 日

参加意思確認書

原子力損害賠償・廃炉等支援機構
理事長 山名 元 殿

提出者

住 所

会社名

代表者役職氏名

印

下記公募について、応募要件を満たすものとして、参加意思確認書を提出します。

記

件名：フランスでの低中レベル放射性廃棄物管理方策に関する事例調査(令和6年度)

連 絡 先

所 属

役 職 氏 名

メールアドレス

電 話 番 号